

「持株制度に関するガイドライン」の税務上の取扱いの一部変更について

令和4年6月15日

(下線部分変更)

新	旧
<p>II 税務上の取扱い(参考)</p> <p>2. 配当金</p> <p>配当金は、株式の名義人である理事長あてに一括して支払われるが、実質的には各会員の有する株式の持分に応じて各会員に支払われるものなので、各会員個人に対する配当所得として課税される。また、持株会会員分の配当金についても自己名義分の配当金と合算の上、配当控除の制度を利用できる。</p> <p>(1) 株式の配当金の受領者の告知及び本人確認</p> <p>① 理事長は、当該株式の配当金の支払確定日（支払開始日）までに、その都度、会員から氏名、住所及び個人番号（<u>会員が法人の場合には、名称、所在地及び法人番号。以下同じ。</u>）の告知を受けるとともに、本人確認書類等の提示を受け、当該本人確認書類等により本人確認を行う。</p> <p>② 会員が株式を購入する際、理事長に氏名、住所及び個人番号の告知を行うとともに、<u>理事長により本人確認が行われた場合には、①の都度の告知は不要となる。</u></p> <p>(2) 「<u>信託の計算書</u>」又は「<u>名義人受領の配当所得の調書</u>」の作成及び提出</p> <p>理事長は、次に掲げる場合に応じて、<u>株式の配当金を受ける会員について、「信託の計算書」又は「名義人受領の配当所得の調書」を作成し、所轄税務署に提出する。</u></p> <p>① <u>信託の事実（例えば、理事長と会員の間で信託契約を書面若しくは電磁的方法により締結している又は持株会の規約等において会員の持分を理事長に信託する旨が記載されていることをいう。以下同じ。）が確認できる場合に</u></p>	<p>II 税務上の取扱い(参考)</p> <p>2. 配当金</p> <p style="text-align: center;">（ 同 左 ）</p> <p>(1) 株式の配当金の受領者の告知及び本人確認</p> <p>① 理事長は、当該株式の配当金の支払確定日（支払開始日）までに、その都度、会員から氏名、住所及び個人番号の告知を受けるとともに、本人確認書類の提示を受け、当該本人確認書類により本人確認を行う。</p> <p>② 会員が株式を購入する際、理事長に氏名、住所及び個人番号の告知及び本人確認を行った場合には、①の都度の告知は不要となる。</p> <p>(2) 信託の計算書の作成及び提出</p> <p style="text-align: center;">理事長は、<u>信託の受託者として株式の配当金を受ける会員（非上場株式の配当金の場合には、一定の額(平成28年現在では年間3万円)を超えた会員に限る。）</u>について、「信託の計算書」を作成し、所轄税務署に提出する。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>は、理事長は株式の配当金を受ける会員について、「信託の計算書」を作成し、所轄税務署に提出する。</p> <p>② 信託の事実が確認できない場合には、理事長は株式の配当金を受ける会員について、「名義人受領の配当所得の調書」を作成し、所轄税務署に提出する。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>3. 譲渡益</p> <p>株式の譲渡益については、申告分離課税が適用される。</p> <p>なお、会員が持株会から株式を引き出した場合には、課税関係は生じないこととなる。</p> <p>(1) 株式の譲渡の対価の受領者の告知及び本人確認</p> <p>株式の譲渡の対価の受領者の告知については、理事長が、当該株式の譲渡の対価の支払を受けるべき時までに、会員から氏名、住所及び個人番号の告知を受けるとともに、本人確認書類等の提示を受け、当該本人確認書類等により本人確認を行う。</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この一部変更は、令和4年6月15日から施行する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>3. 譲渡益</p> <p>(同 左)</p> <p>(1) 株式の譲渡の対価の受領者の告知及び本人確認</p> <p>株式の譲渡の対価の受領者の告知については、理事長が、当該株式の譲渡の対価の支払を受けるべき時までに、会員から氏名、住所及び個人番号の告知を受けるとともに、本人確認書類の提示を受け、当該本人確認書類により本人確認を行う。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p>